

全国第3号！県内初認定！！

女性活躍推進法に基づくプラチナえるぼし認定企業のご紹介

社会福祉法人篤豊会（令和2年8月7日認定）

【企業概要】

代表者氏名：久藤 妙子

所在地：加賀市

業種：医療・福祉業

労働者数：799名（うち女性636名）

認定歴：平成31年3月26日えるぼし認定（3段階目）を取得



写真右：社会福祉法人篤豊会 久藤理事長

写真左：石川労働局 武隈局長

（令和2年9月2日認定通知書交付式にて）

～企業からのコメント～

【えるぼし認定取得後の効果について】

認定取得前は求職者に対してPRするにあたり、他社との差別化が難しかったです。しかし、認定取得後は目に見えて分かりやすい形でPR出来るようになり、リクルート活動に弾みがつきました。

ネガティブなイメージが強い福祉・介護業界の偏見に対して、認定を利用して少しでも払拭できるよう努めており、当法人のイメージ向上に役立てております。

【行動計画に基づく取組を行うに当たって難しかったこと】

業界全体的に男性の管理職登用の傾向が強いこともあり、法人内でもそのようなムードや考え方が主流でした。そのため、職員の男女比率に反して男性の管理職員の割合が高く、これまでの考え方を払拭するのが難しかったです。しかし、女性職員に対して管理職の登用機会拡充の方向性を「行動計画」で示したことで、法人内で女性職員のキャリアアップに対する機運が高まり始めました。

【行動計画に基づく取組の効果について】

管理職手当を新設し、管理職員に対して給与のベースアップを行いました。これにより男女ともに管理職としての自覚を促すことにも繋がり、キャリアアップを正しく理解し、好意的に捉えるように変化しました。

また最近では事業所によって、介護主任や看護主任などの現場をマネジメントする管理職員の不在解消と、キャリアアップを望む女性職員の活躍の場として条件が合致し、今後の施設長候補となり得る女性職員が少しずつ増え始めました。

今般の行動計画と認定は、女性管理職の登用機会拡大の重要な足掛かりとなり、男女共に管理職登用を進めるうえで非常に大きな転機になったと思います。



認定通知書交付の様子

社会福祉法人篤豊会 プラチナえるぼし認定達成状況

| 評価項目・認定基準(抜粋) | 達成状況 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【1 採用】(抜粋) 直近の事業年度において、以下の①②の両方に該当すること ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 | 【達成！】 ①正社員に占める割合 79.8% (医療、福祉業平均 65.2%) ②基幹的な雇用管理区分である 介護職員・援助員・保育士に占める割合 77.6% (医療、福祉業平均 59.4%) |
| 【2 継続就業】(抜粋) 「女性労働者の平均勤続勤務年数÷男性労働者の平均勤続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8%以上であること | 【達成！】 (管理職員) 女性16.46/男性17.64=0.93 (介護職員・援助員・保育士) 女性8.74/男性6.71=1.30 (介護支援専門員・生活相談員) 女性14.65/男性14.88=0.98 (看護職員) 女性11.25/男性3.5=3.21 (栄養部員) 女性10.11/男性2.5=4.04 (作業療法士・インストラクター) 女性14.3/男性10.0=1.43 |
| 【3 労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること | 【達成！】 令和元年度実績 いずれの雇用管理区分においても各月とも45時間未満 |
| 【4 管理職比率】 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値の1.5倍以上であること ※ただし、1.5倍後の数字が、40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること | 【達成！】 令和元年度実績 女性管理職比率 70.7% (医療、福祉業平均 42.2% × 1.5 = 63.3%) ※正社員に占める女性比率 79.84% × 0.8 = 63.9% |
| 【5 多様なキャリアコース】 直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ) B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 | 【達成！】 平成29～令和元年度年度実績 A 14名 B 14名 C 12名 D 77名 |
| 一般事業主行動計画に係る認定基準(抜粋) | 達成状況 |
| 適切な行動計画を策定及びその計画に定めた取組を実施し、計画に定めた目標を達成すること。 (1)行動計画期間 平成28年4月1日～令和2年5月31日 (2)目標 ①管理職に占める女性労働者を70%以上にする。 ②労働者全体の継続勤務年数を高くする。 | 【達成！】 令和2年度にて達成 ① 62.0%⇒70.2% ②8.5年⇒9.65年 |

【★注目ポイント★】

比較的女性が多い医療・福祉業でも女性管理職の割合は低い傾向にあります。そのような中で、同社は女性活躍推進に取り組み、女性管理職の割合を改善しました！



医療・福祉業の産業平均値
社会福祉法人篤豊会

正社員に占める割合65.2%、女性管理職の割合42.2%
 正社員に占める割合79.8%、女性管理職の割合70.2%

